

鳥取県企業分散立地支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県企業分散立地支援補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、県外本社企業の本県への機能・業務の全部又は一部の移転及び新設を支援することにより、大都市圏等からの企業の地方分散を本県への立地に繋げるとともに、当該企業等及び事業所を将来の本県産業のけん引役に成長させ、併せて本県の地域課題解決の一助を担うことを目的として交付する。

(事業者の要件)

第3条 本補助金は、次の各号のいずれにも該当する法人、組合等(組合等は知事が別に定める組合その他の団体をいう。以下同じ。以下「事業者」という。)を対象とする。

(1) 県外に本社を置き、次に掲げるいずれかの県外拠点の機能・業務の全部又は一部を、県内に移転及び新設する事業者であること。

ア 事務拠点(調査・企画、情報処理、国際業務、総務・人事、その他管理業務等)

イ 研究拠点(工場内研究開発部門を含む研究開発機能等)

ウ 人材育成拠点(当該事業者にとって基幹的な位置付けとなる拠点等)

エ 生産拠点(当該事業者の生産工程において基幹的な位置付けとなる機能等)

オ 新規事業(当該事業者が新たに実施する取組)

(2) 県内事業者、団体、自治体等と連携して、本県の地域課題解決に資する取組を行う事業者であること。

(3) 次のいずれかに該当する事業者であること。

ア 鳥取県産業未来共創条例(令和5年鳥取県条例第37号)(以下「条例」という。)第3条第1項に規定する産業未来共創事業(成長・規模拡大型又は一般投資型。以下「産業未来共創事業」という。)の知事の認定を受けた事業者(知事の認定を受けた事業を終了した事業者を除く。)

イ 条例第3条第1項に規定する先端的デジタル活用企業立地促進事業の知事の認定を受けた事業者(知事の認定を受けた事業を終了した事業者を除く。)

(補助対象となる事業の認定)

第4条 本補助金の交付を受けようとする事業者は、本補助金の補助対象となる事業(以下「対象事業」という。)について、様式第1号に次の各号に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに申請(以下「認定申請」という。)を行い、対象事業に関する事業計画について知事の認定(以下「事業認定」という。)を受けなければならない。

(1) 対象事業に係る事業計画書

(2) 対象事業に係る収支計画書又はこれに準ずる書類

(3) その他知事が必要と認める書類

2 前項に規定する「知事が別に定める日」は、申請者ごとに知事が個別に定めるものとする。

3 第1項に規定する「対象事業に係る事業計画書」及び「対象事業に係る収支計画書又はこれに準ずる書類」とは、様式第2号の1によるものとする。

4 第1項に規定する「その他知事が必要と認める書類」とは、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 事業者の定款、登記簿謄本及び事業の概要がわかる資料

(2) 事業者の決算書(直近2期分)

(3) 対象事業を実施する事業所等の概要に係る資料及び図面

(4) 対象事業に係る別表第1欄に掲げる補助対象経費の一覧(内訳)

(5) 産業未来共創事業又は先端的デジタル活用企業立地促進事業の認定通知書の写し

(6) 本県の地域課題解決に資する取組の概要に係る資料

5 認定申請を行う事業者は、対象事業の実施に伴う工事請負、業務委託について、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者(以下「県内事業者等」という。)への発注に努めるとともに、様式第2号の2により、工事請負、業務委託に係る発注計画を作成しなければならない。

- 6 対象事業に係る工事請負、業務委託について県内事業者等以下の者に発注を行う場合は、様式第2号の2の別添様式により、事前に県に協議しなければならない。
- 7 二以上の事業者が共同して対象事業を実施する場合で、第3条第3号に規定する産業未来共創事業又は先端的デジタル活用企業立地促進事業の知事の認定を共同で受けている事業者は、本補助金の認定申請も共同して行わなければならない。
- 8 事業者が作成した対象事業に関する事業計画が、次の各号に掲げる要件に適合し、本県の発展並びに県内の産業の振興に資するものであると知事が認めるときは、当該対象事業を企業分散立地事業に認定し、様式第3号により通知するものとする。
 - (1) 県内において行われること。
 - (2) 第3条に規定する事業者の要件を満たし、対象事業を確実に実施できると認められる事業者により行われるものであること。
 - (3) 環境保全に関する適切な措置を講ずるものであること。
 - (4) 本県の地域課題解決に資する取組が行われること。
 - (5) 県内の産業の付加価値の増加、高度化及び生産性の向上に資するものであることその他事業の目的及び内容が適当なものであること。
- 9 事業認定を受けた対象事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。
- 10 知事は、企業分散立地事業に認定した対象事業が第8項に規定する要件を満たさなくなったとき、又は同項の規定による知事の認定を受けた事業者（法人にあっては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する者の役員を含む。）が事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

（事業認定の辞退）

- 第5条 事業認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を様式第4号により知事に届け出なければならない。
- (1) 対象事業を中止し、又は廃止したとき。
 - (2) 第4条第8項に定める要件を満たさなくなることが明らかになったとき。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、事業認定を取り消し、その旨を当該認定事業者に通知するものとする。

（事業認定の変更）

- 第6条 認定事業者は、対象事業について次のいずれかの変更をしようとするときは知事に申請し、あらかじめ知事の承認（以下「認定変更承認」という。）を受けなければならない。ただし、第4項に定める軽微な変更についてはこの限りではない。
- (1) 対象事業の実施に係る補助対象経費の2割以上の増減を伴う変更
 - (2) 前号に掲げる変更のほか、対象事業の円滑な実施についての重要な変更
- 2 前項の申請は、様式第5号により行うものとする。
- 3 知事は、認定変更承認をしたときは、その旨を様式第6号により通知するものとする。
- 4 第1項に規定する軽微な変更は次のとおりとする。
- (1) 認定事業者の名称又は所在地の変更
 - (2) 事業実施場所となる地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
- 5 前項に規定する軽微な変更をしたときは、知事に届け出なければならない。
- 6 第2項の規定は、前項の軽微な変更に係る届出について準用する。

（補助金の交付）

- 第7条 県は、第2条の目的の達成に資するため、予算の範囲内で、対象事業を実施した認定事業者に対して本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、事業認定を受けた対象事業に要する経費のうち別表第1欄に掲げる補助対象となる経費の額（以下「補助対象経費」という。）に同表第2欄に定める率を乗じて得た額（1円未満切り捨て）と同表第3欄に定める人材定着支援費の合計額とし、同表第4欄に定める額を上限とする。
- 3 補助対象となる期間は、事業認定を受けた対象事業の事業開始日から最長36か月とする。

（交付申請）

- 第8条 本補助金の交付申請は、事業認定を受けた対象事業の完了の日から1年を経過する日までに行

わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業認定を受けた対象事業に係る人材定着支援費については、事前に県と協議の上で、随時、補助金を交付申請できるものとする。
- 3 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号の1によるものとする。
- 4 第1項の交付申請を行う認定事業者は、対象事業の実施に伴う工事請負、業務委託に係る県内事業者等への発注について、様式第2号の2により実績表を作成しなければならない。
- 5 第3条第3号に規定する産業未来共創事業又は先端的デジタル活用企業立地促進事業の知事の認定を受けた事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は本補助金の交付申請を行うことができない。
 - (1) 産業未来共創事業（成長・規模拡大型）の知事の認定を受けた事業者が、鳥取県産業未来共創条例施行要綱（産業未来共創事業（成長・規模拡大型））第21条に規定する雇用等の要件を満たしていない場合
 - (2) 産業未来共創事業（一般投資型）の知事の認定を受けた事業者が、鳥取県産業未来共創条例施行要綱（産業未来共創事業（一般投資型））第19条に規定する雇用等の要件を満たしていない場合
 - (3) 先端的デジタル活用企業立地促進事業の知事の認定を受けた事業者が、鳥取県産業未来共創条例施行要綱（先端的デジタル活用企業立地促進事業）第13条に規定する雇用等の要件を満たしていない場合

（交付決定）

- 第9条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて行うこととし、交付申請を受けた日から原則として45日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付額に1円未満の端数がある場合は、当該端数は切り捨てるものとする。
 - 3 本補助金の交付決定通知は、様式第7号によるものとする。

（実績報告の時期等）

- 第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、規則第5条の交付申請書の提出をもって、報告があったものとみなす。

（補助金の支払）

- 第11条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で、補助対象経費の支払実績額に対応する補助金を、当該認定事業者（以下「補助事業者」という。）に支払うものとする。

（事業継続努力義務期間内の休廃止等）

- 第12条 補助事業者は、次の各号に掲げる期間（以下「事業継続努力義務期間」という。）について県内での事業継続に努めるものとし、事業継続努力義務期間内に対象事業を休止又は廃止しようとするとき並びに縮小、外注化、転換等による解雇、一時帰休又は希望退職等の雇用調整が生ずる業種又は業態の著しい変更を行おうとする場合（以下「休廃止等」という。）は、速やかに、その旨を様式第8号により知事に届け出なければならない。
- (1) 産業未来共創事業（成長・規模拡大型及び一般投資型）の知事の認定を受けた事業者は、当該認定を受けた事業の完了の日から7年間
 - (2) 先端的デジタル活用企業立地促進事業の知事の認定を受けた事業者は、当該認定を受けた事業の開始の日から10年間

（財産の処分制限）

- 第13条 規則第25条第2項ただし書の期間は、第12条に規定する事業継続努力義務期間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間の方が前項の期間より短い財産については、規則第25条第2項ただし書の期間は同令に定める期間とする。
 - 3 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
 - 4 規則第25条第2項の承認については、第6条第1項の規定を準用する。

(補助金の交付停止等)

- 第14条 知事は、事業継続努力義務期間内に事業の休廃止等が想定される場合には、第9条に規定する本補助金の交付決定後であっても、第11条に規定する本補助金の支払を停止できるものとする。
- 2 前項の実施手続き、本補助金支払停止措置の解除及び解除後の本補助金の支払方法等は、補助事業者との協議により決定するものとする。

(補助金の返還)

- 第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、規則第21条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合、規則第22条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該金額を返還しなければならない。
- (1) 本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行、営業の継続等について、条例、規則及び本要綱の規定に従わないとき
- (2) 事業継続努力義務期間内に事業を休廃止等する場合に、正当な理由なく従業員及び取引先への配慮を怠ったとき
- 2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられ、別途通知する期間内に返還に応じない場合は、補助事業者名の公表を行うことがある。

(利用回数)

- 第16条 本補助金の利用は、同一の事業者について、1回に限るものとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

- 第17条 事業認定、本補助金の交付決定及び支払に関する手続きにおいては、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税及び地方消費税の額は含めないものとする。

(調整)

- 第18条 対象事業に対し、財源に県費を含まない他の補助金等が充当される場合は、本補助金の額及び当該他の補助金等の額を合算した額が補助対象経費を超えないよう調整するものとする。
- 2 本補助金の補助対象経費と財源に県費を含む他の補助金等の補助対象経費が重複する場合は、当該重複部分を調整するものとする。

(雑則)

- 第19条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月13日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の鳥取県企業分散立地支援補助金交付要綱（令和3年4月1日付第202100004496号鳥取県商工労働部長通知）第4条第1項の規定によりなされた認定に関する補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

<p>1 補助対象経費</p>	<p>対象事業の実施に要する経費のうち次に掲げる経費とする。なお、併用する産業未来共創事業又は先端的デジタル活用企業立地促進事業と重複する部分は除く。</p> <table border="1" data-bbox="451 338 1331 1059"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 338 836 371">経費区分</th> <th data-bbox="836 338 1331 371">主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 371 836 510">(1) 拠点改修費</td> <td data-bbox="836 371 1331 510">リモート環境整備費、セキュリティ対策費、内装工事費等、その他拠点改修に必要な費用等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 510 836 611">(2) 賃借・リース料</td> <td data-bbox="836 510 1331 611">事業所の賃借・リースに要する費用、設備・機器等の賃借・リースに要する費用等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 611 836 712">(3) 設備・機器等取得費</td> <td data-bbox="836 611 1331 712">設備・機器等の購入に係る費用等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 712 836 828">(4) 分散活動費</td> <td data-bbox="836 712 1331 828">研究開発に係る経費、広告宣伝費、外注・委託費、県内拠点で新たに行う活動に必要な費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 828 836 929">(5) ネットワーク等利用料</td> <td data-bbox="836 828 1331 929">回線工事費、専用回線通信料、ネットワーク機器の導入費等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 929 836 1059">(6) その他知事が認める費用</td> <td data-bbox="836 929 1331 1059">事業実施にあたって不可欠な費用であると知事が認めるもので、いずれの費用区分にも該当しない費用</td> </tr> </tbody> </table>	経費区分	主な内容	(1) 拠点改修費	リモート環境整備費、セキュリティ対策費、内装工事費等、その他拠点改修に必要な費用等	(2) 賃借・リース料	事業所の賃借・リースに要する費用、設備・機器等の賃借・リースに要する費用等	(3) 設備・機器等取得費	設備・機器等の購入に係る費用等	(4) 分散活動費	研究開発に係る経費、広告宣伝費、外注・委託費、県内拠点で新たに行う活動に必要な費用	(5) ネットワーク等利用料	回線工事費、専用回線通信料、ネットワーク機器の導入費等	(6) その他知事が認める費用	事業実施にあたって不可欠な費用であると知事が認めるもので、いずれの費用区分にも該当しない費用
経費区分	主な内容														
(1) 拠点改修費	リモート環境整備費、セキュリティ対策費、内装工事費等、その他拠点改修に必要な費用等														
(2) 賃借・リース料	事業所の賃借・リースに要する費用、設備・機器等の賃借・リースに要する費用等														
(3) 設備・機器等取得費	設備・機器等の購入に係る費用等														
(4) 分散活動費	研究開発に係る経費、広告宣伝費、外注・委託費、県内拠点で新たに行う活動に必要な費用														
(5) ネットワーク等利用料	回線工事費、専用回線通信料、ネットワーク機器の導入費等														
(6) その他知事が認める費用	事業実施にあたって不可欠な費用であると知事が認めるもので、いずれの費用区分にも該当しない費用														
<p>2 補助率</p>	<p>2分の1</p>														
<p>3 人材定着支援費</p>	<p>県外から採用・移転した従業員が県内の拠点に1年間定着した場合、1人当たり30万円を定額交付する。（最大100人分まで） 交付対象となる従業員は、鳥取県産業未来共創条例施行要綱（成長・規模拡大型）第2条第2号及び第3号、鳥取県産業未来共創条例施行要綱（一般投資型）第2条第2号及び第3号、鳥取県産業未来共創条例施行要綱（先端的デジタル活用企業立地促進事業）第2条第1号及び第2号に規定する常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者とする。</p>														
<p>4 補助金上限額</p>	<p>50,000千円</p>														

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 住 所
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏 名
（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

対象事業認定申請書

対象事業の認定を受けたいので、鳥取県企業分散立地支援補助金交付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

対象事業の名称	
対象事業の概要	
対象事業に要する 事業費の見込額	円
添 付 書 類	1 対象事業に係る事業計画書 2 対象事業に係る収支計画書又はこれに準ずる書類 3 その他知事が必要と認める書類

注

- 1 複数の事業者が連名で申請する場合は、申請者の欄にそれぞれの事業者名及び代表者名を記載すること。
- 2 添付書類欄の3については、知事が別に定めるところによること。

事業計画（報告）書

1 事業者（認定事業者）

事業者名称	
所在地	
代表者名	
資本金等	
従業員数	(年 月 日時点)
事業概要（別紙可）	
産業分類上の事業区分	
連絡先等	担当部署名： 担当者役職： 担当者氏名： ・電話 ・メールアドレス

※ 産業分類上の事業区分は、日本標準産業分類の中分類を記載すること。

※ 複数の事業者が連名で申請する場合は、申請者毎に記載すること。

2 経営状況等（直近2期分の実績）

（単位：千円）

区分	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
売上高		
営業利益		
経常利益		
税引後最終利益		

※ 複数の事業者が連名で申請する場合は、申請者毎に記載すること。

3 鳥取県産業未来共創応援条例（令和5年鳥取県条例第37号）第3条第1項の規定により知事の認定を受けている事業の状況（以下に○を記載すること）

- () 産業未来共創事業（成長・規模拡大型）
- () 産業未来共創事業（一般投資型）
- () 先端的デジタル活用企業立地促進事業

4 事業開始（予定）日 年 月 日

※ 対象事業への着手日（予定）を記載すること。

5 事業完了（予定）日 年 月 日

※ 対象事業の完了日（事業開始日から36か月以内）（予定）を記載すること。

6 対象事業を実施する事業所等

名称	
所在地	
施設所有者	
面積等利用施設の概要	

7 雇用計画（実績）

	常時雇用労働者	高年齢常時雇用労働者	計
新規雇用者数	人	人	人
（うち県外からの採用・移転者数）	（ 人）	（ 人）	（ 人）
（うちリモート労働者等による雇用者数（業務総量換算））	（ 人）	（ 人）	（ 人）

8 事業概要

（1）本県に移転及び新設する機能・業務（以下に○を記載すること）

- （ ）ア 事務拠点（調査・企画、情報処理、国際業務、総務・人事、その他管理業務等）
- （ ）イ 研究拠点（工場内研究開発部門を含む、研究開発機能等）
- （ ）ウ 人材育成拠点（当該事業者にとって基幹的な位置付けとなる拠点等）
- （ ）エ 生産拠点（当該事業者の生産工程において基幹的な位置付けとなる機能等）
- （ ）オ 新規事業（当該事業者が新たに実施する取組）

（2）本県への移転・新設の別（以下に○を記載すること）

機能・業務の（ ）全部・（ ）一部の
（ ）移転・（ ）新設 である。

○ 移転の場合は、本県に移転する前の当該機能・業務を行っていた事業所の所在地

事業所の名称	
事業所の所在地	

（3）本県の地域課題解決に向けた取組

1. 本県の地域課題解決に資する取組内容について

2. 1. の取組において連携する県内事業者・団体・自治体等

- ・名 称：
- ・代表者名：
- ・所 在 地：
- ・担当者名：

(4) 本県に移転・新設する事業の具体的な内容 (別紙可)

--

9 設置事業所等に係る収支計画 (実績)

(単位: 千円)

	1年目	2年目	3年目
売上 (収入)			
支出			
差引利益			
備考			

※ 上記が明確に算出できない場合は、一定の基準 (例) 従業員数で按分) で算出し、その基準を以下に記載すること。

--

10 対象事業費・補助金額等

(1) 対象事業に係る産業未来共創補助金、先端的デジタル活用企業立地促進補助金等以外の他の補助金(県含む)の活用の有無 (有・無)

補助金名：	
補助率及び交付額：	
補助金所管部署名：	(電話：)

※ 他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

※ 「有」の場合は、他の補助金名、補助率、交付額、当該補助金に係る問合せ先(補助金所管部署名、団体名及び連絡先)を記載すること。

(2) 補助対象経費等

ア 補助対象経費の一覧及び補助金額

(単位：円)

経費区分	補助対象経費	備考
拠点改修費	千円	
賃借・リース料	千円	
設備・機器等取得費	千円	
分散活動費	千円	
ネットワーク等利用料	千円	
その他知事が必要と認める費用	千円	
	千円	
	千円	
計	千円	
補助金額 (1円未満切り捨て)	円	①

※ 補助対象経費は消費税及び地方消費税を除いた額で記載すること。

イ 人材定着支援費

	常時雇用労働者	高年齢常時雇用労働者	計
新規雇用者数	人	人	人
(うち県外からの採用・移転者数)	(人)	(人)	(人) ②
(うちリモート労働者等による雇用者数(業務総量換算))	(人)	(人)	(人)

算定式	補助金額	備考
② × 300千円	円	③

ウ 補助金額の合計

積算	補助金額	備考
①	円	
③	円	
合計 (①+③)	円	

1.1 添付書類

(1) 認定申請時

- ア 事業者の定款、登記簿謄本及び事業の概要を説明する資料
- イ 事業者の決算書（直近2期分）
- ウ 対象事業を実施する事業所等の概要に係る資料及び図面
- エ 8（3）本県の地域課題解決に向けた取組の概要を説明する資料
- オ 10（2）補助対象経費等の一覧（内訳）
- カ 7 雇用計画の年次計画表
- キ 産業未来共創事業又は先端的デジタル活用企業立地促進事業の認定通知書の写し

(2) 交付申請時

- ア 対象事業を実施した事業所等の概要に係る資料、図面及び現況写真等
- イ 8（3）本県の地域課題解決に向けた取組の実施状況を説明する資料
- ウ 10（2）補助対象経費等の一覧（内訳）
- エ 補助対象経費等を確認できる契約書、請求書及び領収書等の証拠書類の写し
- オ 7 雇用実績の年次実績表
- カ 労働者名簿及び雇用者に係る労働条件通知書又は労働条件が確認できるものの写し
- キ 公共職業安定所が発行する事業所別被保険者台帳
- ク 本補助金の事業認定通知書の写し

「工事請負契約」「委託契約」の県内事業者等への発注状況

記載対象は対象事業のうち「工事請負契約」「委託契約」を締結する案件です。

- ※ 本様式における「県内事業者等」
「県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者」とする。
- ※ 共同事業体（JV）の場合は、JVに県内事業者等が含まれていれば基本的には県内事業者等として扱うが、当該発注が県内経済の振興又は雇用の確保に当たって貢献をしているかどうかを基準として県内事業者等への発注とみなすか否かを個別判断する。
(判断事例：JVに含まれる事業者の本社（本店）が県内にある場合、JV全体を「県内事業者等」と判断しやすくなります。)

1 工事請負契約の発注状況（又は発注予定）について

(1) 工事請負契約（今後の契約予定も含む）の有無 有 ・ 無

(2) 工事請負契約の相手方

鳥取県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者（県内事業者等）	左記以外の事業者（県外事業者）

- ※ 工事請負契約（今後の契約予定も含む）の相手方について県内外の別、事業者名を記載すること。
- ※ 一次請負先が県外事業者であっても、二次請負先以降が県内事業者等である場合は、可能な限り二次請負先以降を確認し、県内事業者等欄に二次請負先以降であることを付記して記載すること。
- ※ 工事請負契約が複数の契約で成立している場合（例：建築工事、設備工事、電気工事等）は、それぞれの工種ごとに契約の相手方を記載すること。
- ※ やむを得ず県外事業者に発注を行う場合は、別添様式の「県外発注理由書」を作成し、提出すること。
- ※ (1) で無と記載した場合、記載不要。

(3) 工事請負契約の発注計画

工種等	県内・県外の別	発注予定額	備考
	県内	円	
	県外	円	
	県内	円	
	県外	円	
	県内	円	
	県外	円	
合計		円	

- ※ この表は、一次請負先のみを記載すること。
- ※ 工種等欄には、契約の種類（例：建築工事、設備工事、電気工事等）を記載すること。
- ※ (1) で無と記載した場合、記載不要。

2 委託契約の発注状況（又は発注予定）について

(1) 委託契約（今後の契約予定も含む）の有無について

有 ・ 無

(2) 委託契約の相手方について

鳥取県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者 (県内事業者等)	左記以外の事業者（県外事業者）

- ※ 委託契約（今後の契約予定も含む）の相手方について、県内外の別、事業者名を記載すること。
- ※ 一次契約先が県外事業者であっても、二次契約先以降が県内事業者である場合は、可能な限り二次契約先以降を確認し、県内事業者欄に二次契約先以降であることを付記して記載すること。
- ※ 複数の委託契約で成立している場合（例：基本設計委託、詳細設計委託、工事監理委託等）は、それぞれの契約ごとに契約の相手方を記載すること。
- ※ やむを得ず県外企業に発注を行う場合は、別添様式の「県外発注理由書」を作成し、提出すること。
- ※ (1) で無と記載した場合、記載不要。

(3) 委託契約の発注計画

委託事業等	県内・県外の別	発注予定額	備考
	県内	円	
	県外	円	
	県内	円	
	県外	円	
	県内	円	
	県外	円	
	県内	円	
	県外	円	
	県内	円	
	県外	円	
	県内	円	
	県外	円	
合計		円	

- ※ この表は、一次契約先のみを記載すること。
- ※ 委託事業等欄には、契約の内容等を記載すること。
- ※ (1) で無と記載した場合、記載不要。

別添様式

「工事請負契約」「委託契約」の県外発注理由書

県外発注の内容及び理由について

工事請負 ・委託の 別	工種・ 内容等	発注先 事業者名	発注先 所在地	県内発注できない理由

※ 工種等欄には、工事請負の場合は工種（例：建築工事、設備工事、電気工事等）、委託契約の場合は契約の内容等を記載すること。

※ 県内発注できない理由は、なるべく詳細に記載すること。

様式第3号（第4条関係）

番 年 月 号
日

様

職 氏 名



鳥取県企業分散立地事業認定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについては、下記のとおり補助事業の認定をしたので、鳥取県企業分散立地支援補助金交付要綱（令和3年4月1日付第202100004496号鳥取県商工労働部長通知）第4条第8項の規定により通知します。

なお、法令に違反する重大な事実（故意又は重大な過失によるものに限る。）があると認められる場合は、補助金が交付されないことがありますので注意してください。

記

- 1 対象事業の名称
- 2 対象事業の実施場所
- 3 対象事業の概要
- 4 補助対象経費の総額 円
- 5 交付予定額 円
- 6 事業開始予定日 年 月 日

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 住 所
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏 名
（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

鳥取県企業分散立地事業認定辞退届

令和 年 月 日付第 号で通知のあつた事業認定を下記の理由により辞退したいので、鳥取県企業分散立地支援補助金交付要綱（令和3年4月1日付第202100004496号鳥取県商工労働部長通知）第5条第1項の規定により届け出ます。

記

辞退の理由

（添付書類）

事業認定通知書の写し

職 氏 名 様

申請者 住 所
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏 名
（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

鳥取県企業分散立地事業認定変更承認申請（変更届出）書

令和 年 月 日付第 号で通知のあつた事業認定に係る補助事業について、下記の変更をしたいので、鳥取県企業分散立地支援補助金交付要綱（令和3年4月1日付第202100004496号鳥取県商工労働部長通知）第6条第2項の規定により申請（届出）します。

記

- 1 変更事項（変更後の事業計画等は別添のとおり）

（注）変更前後の内容が対比できるように記載すること。

- 2 変更理由

（添付書類）

- （1）変更する部分及び変更後の対象事業全体が分かる書類
- （2）事業認定通知書の写し

※適宜必要な修正を行うこと

様式第6号（第6条関係）

番 年 月 日

様

職 氏 名 印

鳥取県企業分散立地事業認定変更承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについては、令和 年 月 日付第 号で通知した事業認定に係る補助事業を下記のとおり変更することを承認したので、鳥取県企業分散立地支援補助金交付要綱（令和3年4月1日付第202100004496号鳥取県商工労働部長通知）第6条第3項の規定により通知します。

記

- 1 対象事業の名称（変更後）
- 2 対象事業の実施場所（変更後）
- 3 対象事業の概要（変更後）
- 4 補助対象経費の総額（変更後） 円
- 5 交付予定額（変更後） 円
- 6 事業開始予定日（変更後） 年 月 日

※適宜必要な修正を行うこと

様式第7号（第9条関係）

番 年 月 日
号

様

職 氏 名 印

鳥取県企業分散立地支援補助金交付決定及び交付額確定通知書

令和 年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県企業分散立地支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、及び交付額を確定したので、規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、.....とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

なお、本補助金の確定額は、交付決定額のとおりとする。

3 経費の配分

本補助金の算定基準額の配分は、申請書に記載されているとおりとする。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、鳥取県企業分散立地支援補助金交付要綱（令和3年4月1日付第202100004496号鳥取県商工労働部長通知）の規定に従わなければならない。

様式第8号（第12条関係）

号

番

日

年 月

職 氏 名 様

届出者 住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

鳥取県企業分散立地事業操業等休止・廃止・変更届出書

鳥取県企業分散立地支援補助金交付要綱（令和3年4月1日付第202100004496号鳥取県商工労働部長通知）第12条の規定により、対象事業に係る事業所等の操業（事業）の休止・廃止・変更について届け出ます。

記

- 1 対象事業の名称
- 2 対象事業の実施場所
- 3 対象事業の概要
- 4 補助金の概要
 - (1) 交付年月日
 - (2) 交付金額
- 5 休止・廃止・変更の概要
 - (1) 時期
 - (2) 理由
- 6 解雇、一時帰休又は希望退職募集の概要
 - (1) 時期
 - (2) 人数
 - (3) 対応方針
- 7 主な取引先
 - (1) 仕入先
 - (2) 販売先
- 8 その他